ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

○給油取扱所におけるガソリン販売時の安全対策について

令和元年７月１８日に京都府京都市伏見区内の京都アニメーションスタジオにおいて、多数の死傷者を生むこととなった極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生しました。本火災の詳細については、管轄の消防本部等において現在調査中ですが、現場付近のセルフ式ガソリンスタンドからガソリンを購入し、そのガソリンを使用して火を付けたと報道されています。

○総務省消防庁では

ガソリンを携行缶で販売する場合は、消防法令に適合した容器を用いて行うなど法令順守を徹底するとともに、購入者に対して身分証の確認や使用目的の問いかけ、当該販売記録の作成等を石油連盟及び全国石油商業組合連合会に対して要請をしました。

○消防本部では

当消防本部管内の給油取扱所におけるガソリン販売時の安全対策を推進するため、管内の給油取扱所関係者に対して、ガソリンを携行缶で販売する場合は次に掲げる項目について確認するように要請をしましたので、ガソリンスタンドを利用する皆様のご理解とご協力をお願いします。

１消防法令に適合した容器の使用の確認
２身分証（運転免許証など）による確認
３ガソリンの使用目的（草刈り・発電機など）の問いかけ
４販売記録の作成（販売日時、購入者の氏名等、購入目的及び販売量等の記録）
５不審者発見時の通報への対応

ガソリン携行缶を正しく使う６つのポイント（PDF）
ガソリン・軽油・灯油の買い置きに関する防火安全上の注意事項（PDF）

令和２年
2/1施行

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認**（運転免許証の提示など）

② **使用目的の確認** を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。

⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器　ガソリン携行缶

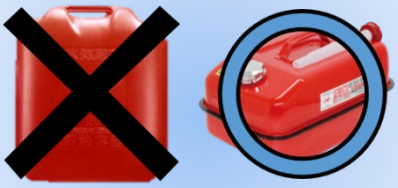

ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

！噴出注意！

★周囲の安全を確認
★フタを開ける前に
①エンジン停止
②エア抜きをする
★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!

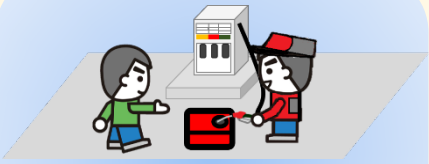

セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

全石連　石油連盟　全農　FDMA 消防庁 Fire and Disaster Management Agency

本改正に関する詳しい情報は
https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/